

新発田市行政改革推進懇談会条例

平成17年3月15日

条例第2号

改正 平成19年6月27日条例第42号

平成22年6月28日条例第24号

平成23年6月29日条例第21号

平成24年12月21日条例第33号

(設置)

第1条 新発田市の行政改革大綱(以下「大綱」という。)を策定するに当たり、民意を大綱に反映させるとともに、行政改革推進計画(以下「計画」という。)の進捗状況等に対する意見を徴するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、市民等で構成する新発田市行政改革推進懇談会(以下「懇談会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 懇談会は、新発田市行政改革推進本部(以下「本部」という。)から提示された新発田市行政改革大綱案について審議し、必要と認める事項を建議する。

2 懇談会は、本部から報告された計画の進捗状況、行政評価の運用等について意見を述べる。

(組織)

第3条 懇談会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、市長が任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、市長が特に認めた場合は、2年以内とすることができる。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 懇談会に会長を置き、委員の中から互選する。

2 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

(会議)

第6条 懇談会は、会長が招集する。

2 懇談会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 懇談会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、企画政策課において処理する。

(平成19条例42・平成22条例24・平成23条例21・平成24条例33・一部改正)

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、懇談会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年5月1日から施行する。

附 則(平成19年条例第42号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の新発田市行政改革推進懇談会条例の規定は、平成19年4月1日から適用する。

附 則(平成22年条例第24号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の新発田市行政改革推進懇談会条例の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則(平成23年条例第21号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の新発田市行政改革推進懇談会条例の規定は、平成23年5月1日から適用する。

附 則(平成24年条例第33号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。